# 尾張旭市公契約条例の手引き



平成30年4月1日施行 尾張旭市

# 目 次

1	条例の目的・・・・・・・・・・・・・・1ページ
2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・1ページ
3	条例の概要・・・・・・・・・・・・・・2ページ
4	市が行うこと・・・・・・・・・・・・・・3ページ
5	受注者等が行うこと・・・・・・・・・・3ページ
6	特定公契約の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・
7	労働条件報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・
《参	考》
労働	条件報告書(第1号様式)・・・・・・・・・5 ページ
労働	条件報告書根拠法令等・・・・・・・・・・ 6ページ
尾張	旭市公契約条例

# 1 条例の目的

この条例は、公契約の適正化を図り、公共事業や公共サービスの品質を向上させ、あわせて労働者等の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

# 2 用語の定義

条例における用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務 委託契約。 ※ 労働力を要しない売買契約や賃貸借契約、市が土 地を購入する契約などは含みません。
受注者等	公契約を締結した者。 ※ 下請業者や再委託業者も含まれます。
労働者等	受注者等に雇用されるか若しくは自ら労力を提供し (いわゆる一人親方)、公契約に係る業務に従事する 者。 ※ 下請業者又は再委託業者において従事する者を含 みます。 ※ 同居の親族のみを使用する事業に使用される者、 同居の親族のみを使用する事務所に雇用される者 (同居の親族のみの雇用の場合)は該当しません。

# 3 条例の概要

# 目的【第1条】

公契約の適正化を図り、公共事業や公共サービスの品質を向上させ、あわせて労働者等の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

# 定義【第2条】

市が締結する工事や業務委託契約を「公契約」とするなど、用語について定義します。

# 基本方針【第3条】

公契約条例の目的を達成するに当たり、次の5つの項目を基本方針とします。

- ① 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- ② 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- ③ 適正な競争を促進し、談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- ④ 労働者等の労働条件に配慮すること。
- ⑤ 地域経済の発展及び健全な地域社会の実現に配慮すること。

# 市の責務【第4条】

市は、入札・契約制度における公平性・公正性・透明性・競争性の確保や適正な予定価格の算出などを責務とします。

#### 受注者等の責務【第5条】

受注者等は、市の公契約に係る取組に協力するよう努めるとともに、社会的な責任を自覚し、法令を遵守すること(コンプライアンス)を責務とします。

### 市内事業者の受注機会の確保【第6条】

市は、地元企業の持続的発展の観点から競争性を確保しつつ、市内事業者の入札参加や受注の機会を確保するよう努めます。

# 公契約に関する基本事項【第7~10条】

市は、公契約の透明性の確保とともに不正行為の未然防止を図ります。 市は、契約の性質や目的に応じて円滑かつ効果的な契約がなされるよう、 その内容に適した契約方法を選択します。

受注者等は、関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保に努めます。

市は、予定価格を適正に算出し、受注者等は、公共事業等の良好な品質を確保することに努めます。

# その他の契約、意見聴取、施行期日【第11~13条、附則】

市は、公契約以外の契約等(指定管理者との協定、物品の購入等)についても本条例第3条に基づいた取組を行うよう努めます。

市は、公契約に関する制度のより適切な運用を図るため、必要に応じ、学識経験者や事業者その他関係団体等からの意見聴取を行います。

条例の施行日は、平成30年4月1日ですが、同日以後に公告その他の 申込みの誘引が行われる公契約から適用します。

# 4 市が行うこと

- 入札・契約制度における公平性・公正性・透明性・競争性の確保を図ります。
- 適正な予定価格の算出を行います。
- 競争性を確保しつつ、市内事業者の受注機会を確保するよう努めます。
- 特定の公契約(特定公契約)について、労働条件報告書の提出を求めます。

# 5 受注者等が行うこと

- 公契約を締結する社会的責任を自覚し、関係法令等を遵守するとともに、公共事業等の良好な品質を確保するよう、公契約を誠実かつ適正に履行してください。
- 労働者等の適正な労働条件を確保するとともに、社会的価値の向上に 配慮してください。
- 公契約に係る市の取組に協力するよう努めてください。
- 特定の公契約(特定公契約)を受注した場合は、労働条件報告書を提出してください。

# 6 特定公契約の適用範囲

尾張旭市公契約条例施行規則第2条の労働条件の確保について報告(労働条件報告書)を求める公契約を特定公契約とします。

#### 《特定公契約となる案件》

- 予定価格が5,000万円以上の工事
- 予定価格が500万円以上の委託業務のうち、庁舎等の清掃業務及び 警備業務
  - ※ 長期継続契約の場合は1年分に割り戻した額が500万円以上の庁舎等の清掃業務及び警備業務

# 7 労働条件報告書の提出

特定公契約において、それに携わる労働者等が安心して働くことができるよう、適正な労働条件が確保されているかどうかを確認するため、「労働条件報告書」の提出を求めます。

#### (1) 提出時期及び提出先

受注者(元請)は労働条件報告書を作成し、契約締結後、着手関係 書類とともに速やかに契約を締結する担当課(契約担当課)へ提出し てください。

なお、業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三 者が労働条件報告書を作成し、受注者(元請)が取りまとめの上、契 約担当課へ提出してください。

#### (2) 提出後の取扱

提出された労働条件報告書の原本は契約担当課から総務課へ送られ、総務課で内容を確認の上、必要が生じた場合は聴き取り調査等を 実施しますので御協力をお願いします。

#### 第1号様式(第4条、第6条、第7条関係)

## 労働条件報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

契約名 受注者等 所 在 地 商号又は名称 代表者の氏名

印

区分	項目	回答
総則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して 賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条 件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 就業規則を作成し、法令に従った方法で周知していますか。また、事業場単位で労働者が10人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。	
労使協定	(3) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。	
労働時間	(4) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
75 [85] (14]	(5) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
	(6) 時間外、休日等に労働させた場合、法令どおり割増 賃金を支払っていますか。	
賃 金	(7) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(8) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(9) 事業主は労働者に対して安全配慮義務がありますが、法令に基づく安全衛生管理体制(安全管理者の選任等)は整備されていますか。	
	(10) 労働安全衛生法に基づく健康診断を雇入れ時及びそ の後1年に1回、定期的に実施していますか。	
各種保険	(11) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。	

「回答」欄には、はいの場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当しない場合は「─」を記入してください。

- 注1 対象とする労働者の範囲・・・本契約案件における業務に従事する者
  - 2 受注者等が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第 三者が報告書を記載した上で、受注者が取りまとめて提出してください。

# 労働条件報告書 根拠法令等

(総則)

(1) 労働基準法第15条第1項には、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と定められています。また、明示すべき事項は、労働基準法施行規則第5条第1項に規定されています。

(就業規則)

(2) 労働基準法第106条には、「使用者は、就業規則を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、 又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働 者に周知しなければならない。」と定められています。また、労働基準法第89条では、常時1 0人以上の労働者を使用する使用者について、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届 け出ることを義務付けています。

(労使協定)

(3) 労働基準法第36条によると、法定労務時間を超えて労働する場合や法定休日に労働する場合は、前もって使用者が労働者代表と労使協定を締結して、労働基準監督署に届け出ることと定められています。

(労働時間)

- (4) 労働基準法第32条、第33条及び第34条によると、使用者は、労働時間を適切に管理する責務を有しています。
- (5) 労働基準法第39条によると、使用者は、労働者が6か月間継続勤務し、その6か月間の全 労働日の8割以上出勤した場合は、有給休暇を与えなければなりません。 (賃金)
- (6) 労働基準法第37条によると、1日8時間、1週40時間を法定労働時間と定め(特例有)、 これを超えて労働させる場合、通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。 また、休日や深夜に労働させる場合も割増賃金を支払う必要があります。
- (7) 労働基準法第24条によると、賃金については、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払うことと定められています。
- (8) 最低賃金法第9条に定められている賃金のことです。 (安全衛生)
- (9) 労働安全衛生法第3章によると、一定規模以上の事業場では、「総括安全衛生管理者」、「安全管理者」、「衛生管理者」を配置することとし、「安全衛生委員会」を設置することが義務付けられています。また、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、産業医の選任が義務付けられています。
- (10) 事業主は、労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第43条、第44条に基づき、労働者に対して、雇い入れの際、1年以内ごとに1回、健康診断を実施しなければなりません。 (各種保険)
- (11) 労働保険及び社会保険とは、厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険のことをいいます。

尾張旭市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業・公共サービス(以下「公共事業等」という。)の品質を向上させ、公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の発展や市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。
  - (2) 受注者等 公契約を受注する者及び市以外の者から公契約に係る業務の 一部を請け負い、又は受託する者をいう。
  - (3) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第9条の労働者であって、受 注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの。ただし、同居の 親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者を除く。
    - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、 又は受託する者

(基本方針)

- 第3条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る事務を実施するものとする。
  - (1) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
  - (2) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
  - (3) 適正な競争を促進し、談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
  - (4) 労働者等の労働条件に配慮すること。
  - (5) 地域経済の発展及び健全な地域社会の実現に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を 総合的に実施するものとする。

(受注者等の責務)

- 第5条 受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の取組に協力 するよう努めなければならない。
- 2 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守

するとともに、契約を適正に履行しなければならない。

(市内事業者の受注機会の確保)

第6条 市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の 健全な発展、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体 制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者( 以下「市内事業者」という。)の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市 内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の公表)

第7条 市は、市民への説明責任を果たすとともに、不正行為の未然防止を図り、適正な公契約が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めるものとする。

(契約方法)

第8条 市は、公正な競争環境の下で、契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するために必要な措置を講ずるものとする。

(適正な労働条件の確保)

- 第9条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号) その他の関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなけれ ばならない。
- 2 市は、特に必要と認める公契約について、当該公契約の受注者等に対し、 前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。
- 3 市は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うととも に必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

(品質の確保)

- 第10条 市は、公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質並びに労働 者等の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算 出するものとする。
- 2 受注者等は、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。
- 3 受注者等は、公契約を履行するに当たり、適正な履行体制を確保しなければならない。
- 4 市は、特に必要があると認めるときは、当該公契約の受注者等に対し、前項の履行体制について、調査を行うことができる。
- 5 市は、前項の調査の結果、是正が必要であると認めるときは、必要な措置 を採るべき旨の指導を行うことができる。

(その他の契約等)

第11条 市は、公契約以外の契約等について、第3条の基本方針を踏まえ、

必要な取組を実施するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第12条 市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体等の意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

# 【お問い合わせ先】

尾張旭市総務部総務課契約係

電話 0561-76-8110 (直通)

FAX 0561-52-0831

E-Mail soumu@city.owariasahi.lg.jp